議員提出議案の提出に関する申合せ事項（案）

　この申合せは、議員提出による条例案及び会議規則案（以下「条例案等」という。）が、可能な限り議会全体の意思を反映したものとなるよう協議・調整することを目的とする。

１　議長への申し出

条例案等を提案する会派又は議員（以下「提案者」という。）は、条例案等の概要（別紙様式１又は２）を添え、あらかじめ議長に申し出るものとする。

この申し出は、協議・調整に必要な期間が十分確保できるよう、原則として、各定例会又は臨時会の開会日までに行うものとする。

２　議会運営委員会で方針決定

申し出を受けた議長は、議会運営委員会の委員長として速やかに議会運営委員会を招集し、提案のあった条例案等を府議会として共同で立案すべきかにつき協議し、その方針を決定する。

府議会として立案をめざす場合、規定内容及び条文の検討については、議会運営委員会又は議会運営委員会理事会で行うものとする。ただし、政策条例（もっぱら議会及び議員に関することを定める条例以外の条例をいう。）案の検討については、議会運営委員会の委任により政務調査委員会で行うものとする。なお、協議・調整の結果、府議会として立案しないとした場合であっても、地方自治法第112条及び会議規則第13条に基づく議案の提出を妨げるものではない。

３　規定内容及び条文の検討

規定内容及び条文の検討に当たっては、まず、提案者から趣旨の説明を聴取することとし、必要に応じ、執行機関、学識経験者、利害関係者その他関係者の意見を聴取するものとする。

別紙

|  |
| --- |
| （別紙様式１）**○○条例(仮称)の概要**１．条例化する目的　　（現状の課題と条例化の必要性につき記載する。）２．条例に盛り込もうとする事項　　（項目とそのおおよその内容を箇条書きで記載する。）３．施行時期　　　　　　　年　　月　（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）４．参考資料　　（条例素案や参考となる資料がある場合は、「別紙のとおり」として添付する。） |

|  |
| --- |
| （別紙様式２）**○○条例・会議規則の改正概要**１．改正する目的　　（現状の課題と改正の必要性につき記載する。）２．条例（規則）に盛り込もうとする事項　　（項目とそのおおよその内容を箇条書きで記載する。）３．施行時期　　　　　　　年　　月　（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）４．参考資料　　（改正素案や参考となる資料がある場合は、「別紙のとおり」として添付する。） |